

平成 27 年 1 月 1 日施行

贈与税の税制改正のあらまし

贈与税 改正 1 相続時精算課税

○適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

贈与者	【改正前】 贈与をした年の1月1日において 65歳以上の者	⇒	【改正後】 贈与をした年の1月1日において 60歳以上の者
受贈者	【改正前】 ・贈与をした年の1月1日において 20歳以上の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	⇒	【改正後】 ・贈与をした年の1月1日において 20歳以上の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

贈与税 改正 2 贈与税（暦年課税）の税率構造

○最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

基礎控除後の課税価格	【改正前】 税率	【改正後】 一般税率	【改正後】 特例税率	
～ 200万円以下	10%	10%	10%	
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%	
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%		
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%	
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%	
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%	
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45%	
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%	55%	50%
4,500万円超 ～				55%

※暦年課税の場合において、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限り、）については、特例税率を適用して計算します。

- ◆ 広報委員 ◆
- ・ 委員 大澤 慶博
 - ・ 委員 深松 俊英
 - ・ 委員 鬼頭 良市
 - ・ 委員 菅野 能稔
 - ・ 委員 小原 久雄
 - ・ 委員 井田 留吉
 - ・ 副委員長 白木 孝和
 - ・ 委員長 大道 健實

各種申請は毎月 10 日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目の現況証明願いの締切は、毎月 10 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html